

## 資料編

1. 「大館市バリアフリーマスタープラン」の策定経過
2. 大館市バリアフリーまちづくり推進協議会設置要綱
3. 大館市バリアフリーまちづくり推進協議会委員
4. 移動等円滑化促進地区における生活関連施設・生活関連経路一覧
5. パブリックコメントの実施結果
6. 市民が作成したバリアフリーマップ
7. 用語集

## Ⅰ.「大館市バリアフリースタートプラン」の策定経過

| 時期           | 事項                                         |
|--------------|--------------------------------------------|
| 令和2年6月8日     | 第1回大館市バリアフリーまちづくり推進協議会（書面会議）               |
| 令和2年10月23日   | バリアフリーまち歩き点検の実施                            |
| 令和2年10月27日   | 第1回大館市バリアフリーまちづくり市内検討委員会<br>（計画の意見交換）      |
| 令和2年11月4日    | 第2回大館市バリアフリーまちづくり推進協議会<br>（計画の意見交換）        |
| 令和2年11月27日   | 第2回大館市バリアフリーまちづくり市内検討委員会<br>（計画素案）         |
| 令和2年12月11日   | 第3回大館市バリアフリーまちづくり推進協議会<br>（計画素案）           |
| 令和3年1月5日～25日 | パブリックコメントの実施                               |
| 令和3年2月16日    | 第3回大館市バリアフリーまちづくり市内検討委員会<br>（パブコメ結果・計画最終案） |
| 令和3年3月22日    | 第4回大館市バリアフリーまちづくり推進協議会                     |

## 2. 大館市バリアフリーまちづくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の4及び第26条の規定に基づき、移動等円滑化促進方針(以下「マスタープラン」という。)及び移動等円滑化基本構想(以下「基本構想」という。)を策定し、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性や安全性向上を推進するため、大館市バリアフリーまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの策定に関する協議及び実施に係る事項
- (2) 基本構想の策定に関する協議及び実施に係る事項
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの実現に向けた取組みに係る事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は次に掲げる団体等に属する者又は職にある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。なお、第1号から第8号までの委員については、団体等が指名する者とする。

- (1) 国立大学法人 弘前大学
- (2) 東北職業能力開発大学校附属秋田職業能力開発短期大学校
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社
- (4) 秋北バス株式会社
- (5) 秋田県ハイヤー協会 大館支部
- (6) 国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所
- (7) 秋田県 北秋田地域振興局 建設部
- (8) 秋田県警察 大館警察署
- (9) 住民代表及び障害者団体代表
- (10) 大館市福祉部長
- (11) 大館市建設部長
- (12) 前各号に掲げる者のほか、会長が認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の運営）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は第3条に掲げる者として委嘱又は任命された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 委員が、やむを得ない理由のため出席できないときは、その委員が所属する関係機関、団体の所属者を代理出席させることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（アドバイザー）

第6条 第2条の所掌事業を協議していくうえで、協議会に対し助言・提言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門知識を持つ者から市長が委嘱する。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、大館市建設部都市計画課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定められるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。



### 3. 大館市バリアフリーまちづくり推進協議会委員

| No. | 団 体 名                          | 職 名            | 氏 名    | 備考 | 組織区分              |
|-----|--------------------------------|----------------|--------|----|-------------------|
| 1   | 国立大学法人 弘前大学                    | 大学院 地域社会研究科長   | 北原 啓司  | 会長 | 学識<br>経験者         |
| 2   | 東北職業能力開発大学校附属<br>秋田職業能力開発短期大学校 | 住居環境科 主幹・教授    | 小笠原 吉張 |    |                   |
| 3   | 東日本旅客鉄道株式会社<br>秋田支社            | 総務部長           | 酒井 宏彰  |    | 公共交通<br>事業者       |
| 4   | 秋北バス株式会社                       | 事業管理部<br>取締役部長 | 棚谷 貞一  |    |                   |
| 5   | 秋田県ハイヤー協会 大館支部                 | 支部長            | 高橋 紀博  |    |                   |
| 6   | 国土交通省 東北地方整備局<br>能代河川国道事務所     | 調査第二課長         | 佐々木 和嗣 |    | 道路<br>管理者         |
| 7   | 秋田県 北秋田地域振興局<br>建設部            | 保全・環境課長        | 加藤 勝広  |    |                   |
| 8   | 秋田県警察 大館警察署                    | 署長             | 三浦 稔   |    | 公安委員会             |
| 9   | 大館北秋田建築士会                      | 会長             | 石川 成   |    | まちづくりに携わる<br>民間団体 |
| 10  | 大館商工会議所                        | 副会頭            | 笹谷 博久  |    |                   |
| 11  | 大館北秋商工会                        | 事務局長           | 竹田 信行  |    |                   |
| 12  | 大館市観光協会                        | 会長             | 山城 久和  |    |                   |
| 13  | 大館市体育協会                        | 専務理事           | 青柳 正隆  |    |                   |
| 14  | 住民代表<br>(大館市老人クラブ連合会)          | 副会長            | 多賀谷 正和 |    | 住民等<br>利用者        |
| 15  | 住民代表(大館 de 子育て)                | 代表             | 島田 真紀子 |    |                   |
| 16  | 障害者支援団体<br>(大館圏域ふくし会)          | 白沢通園センター 施設長   | 庄司 馨   |    |                   |
| 17  | パラスポーツ関係者<br>(大館市身体障害者協会連合会)   | 事務局長           | 畠山 安彦  |    |                   |
| 18  | 大館市                            | 福祉部長           | 成田 学   |    | 行政機関              |
| 19  | 大館市                            | 建設部長           | 齋藤 和彦  |    |                   |

#### ○アドバイザー

| No. | 所 属 名                 | 職 名              | 氏 名   |
|-----|-----------------------|------------------|-------|
| 1   | 国土交通省 東北運輸局<br>秋田運輸支局 | 首席運輸企画専門官        | 鈴木 喜輝 |
| 2   | 秋田県 健康福祉部             | 地域・家庭福祉課長        | 藤原 亨  |
| 3   | 秋田県 観光文化スポーツ部         | 交通政策課<br>地域交通対策監 | 橋本 裕巳 |

#### ○事務局

| 所 属 名             | 職 名        | 氏 名    |
|-------------------|------------|--------|
| 建設部 都市計画課         | 課長         | 日景 浩一  |
|                   | 課長補佐       | 乳井 康和  |
|                   | 課長補佐       | 本多 利明  |
|                   | 都市整備係長     | 渡邊 慶人  |
|                   | 都市整備係 主査   | 長谷部 芳樹 |
|                   | 都市整備係 主任技師 | 蛇川 佑太  |
|                   | 都市整備係 主任主事 | 名久井 涼  |
| 福祉部 福祉課           | 課長         | 菅原 弥生  |
|                   | 課長補佐       | 石井 文行  |
|                   | 障害福祉係長     | 藤原 英高  |
| 観光交流スポーツ部 スポーツ振興課 | 課長         | 佐藤 税   |
|                   | 課長補佐       | 菅原 達也  |
|                   | スポーツ交流推進係長 | 工藤 史尚  |

## 4. 移動等円滑化促進地区における生活関連施設・生活関連経路一覧

### ① 大館駅周辺地区

▼移動等円滑化促進地区（大館駅周辺地区）の区域、生活関連施設・経路図  
【面積：166ha】



#### 凡例

条件①  
拠点施設（鉄道駅や官公庁）から500m～1kmの範囲を徒歩圏として設定

条件②  
徒歩圏周辺の生活関連施設を設定

条件③  
生活関連施設の立地状況により、区域を設定、及び各生活関連施設を結ぶ経路を設定

条件④  
関連計画の区域との整合性を確認

--- 徒歩圏内  
（JR大館駅を中心とした半径500m、1kmの円）

- 旅客施設
- 官公庁、金融機関等
- 教育・文化施設等
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 公園・運動施設
- その他施設

- 移動等円滑化促進地区
- 生活関連経路

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 歴史的風致維持向上計画（重点区域）

▼移動等円滑化促進地区（大館駅周辺地区）の生活関連施設

| 施設区分       | 施設種類            | No. | 施設                 |
|------------|-----------------|-----|--------------------|
| 旅客施設       | 鉄道駅             | 1   | JR 大館駅             |
| 官公庁・金融機関等  | 市役所・総合支所等       | 2   | ハローワーク・職業安定所       |
|            | 郵便局・銀行          | 3   | 秋田銀行（大館駅前支店）       |
|            |                 | 4   | 大館駅前郵便局            |
|            |                 | 5   | 北都銀行（大館駅前支店）       |
|            |                 | 6   | 秋田県信用組合（大館駅前店）     |
|            | 警察署・交番          | 7   | 大館駅前交番             |
| 教育・文化施設等   | 学校              | 8   | 県立大館国際情報学院中学校・高等学校 |
|            |                 | 9   | 秋田看護福祉大学           |
|            |                 | 10  | 市立有浦小学校            |
|            |                 | 11  | 市立東中学校             |
| 保健・医療・福祉施設 | 医療施設            | 12  | 大館記念病院             |
|            | 高齢者福祉施設・子育て支援施設 | 13  | 北地区コミュニティセンター      |
|            |                 | 14  | 有浦児童会館             |
|            |                 | 15  | 有浦児童会館分館           |
|            | 幼稚園・保育園・こども園    | 16  | 市立有浦保育園            |
| 商業施設       | スーパー            | 17  | 大館カトリックこども園        |
|            |                 | 18  | いとく大館ショッピングセンター    |
|            |                 | 19  | マルホンカウボーイ大館店       |
| 宿泊施設       | ビジネスホテル、シティホテル  | 20  | いしごう商店             |
|            |                 | 21  | ホテルルートイン大館駅南       |
| 公園・運動施設    | 公園              | 22  | ロイヤルホテル大館          |
|            |                 | 23  | 駅前児童公園             |
|            |                 | 24  | 清水堰児童公園            |
|            |                 | 25  | 中道児童公園             |
|            |                 | 26  | 御成児童公園             |
|            |                 | 27  | 有浦児童公園             |
| その他の施設     | 観光施設・道の駅等       | 28  | 中道南児童公園            |
|            |                 | 29  | 大館市観光交流施設「秋田犬の里」   |
|            |                 | 30  | 御成座                |
|            | 結婚式場・葬祭場        | 31  | わっぱビルヂング           |
|            |                 | 32  | バーリースクラブ           |
|            |                 | 33  | ルネッサンスガーデンプラザ杉の子   |
|            |                 | 34  | 大館典礼会館             |

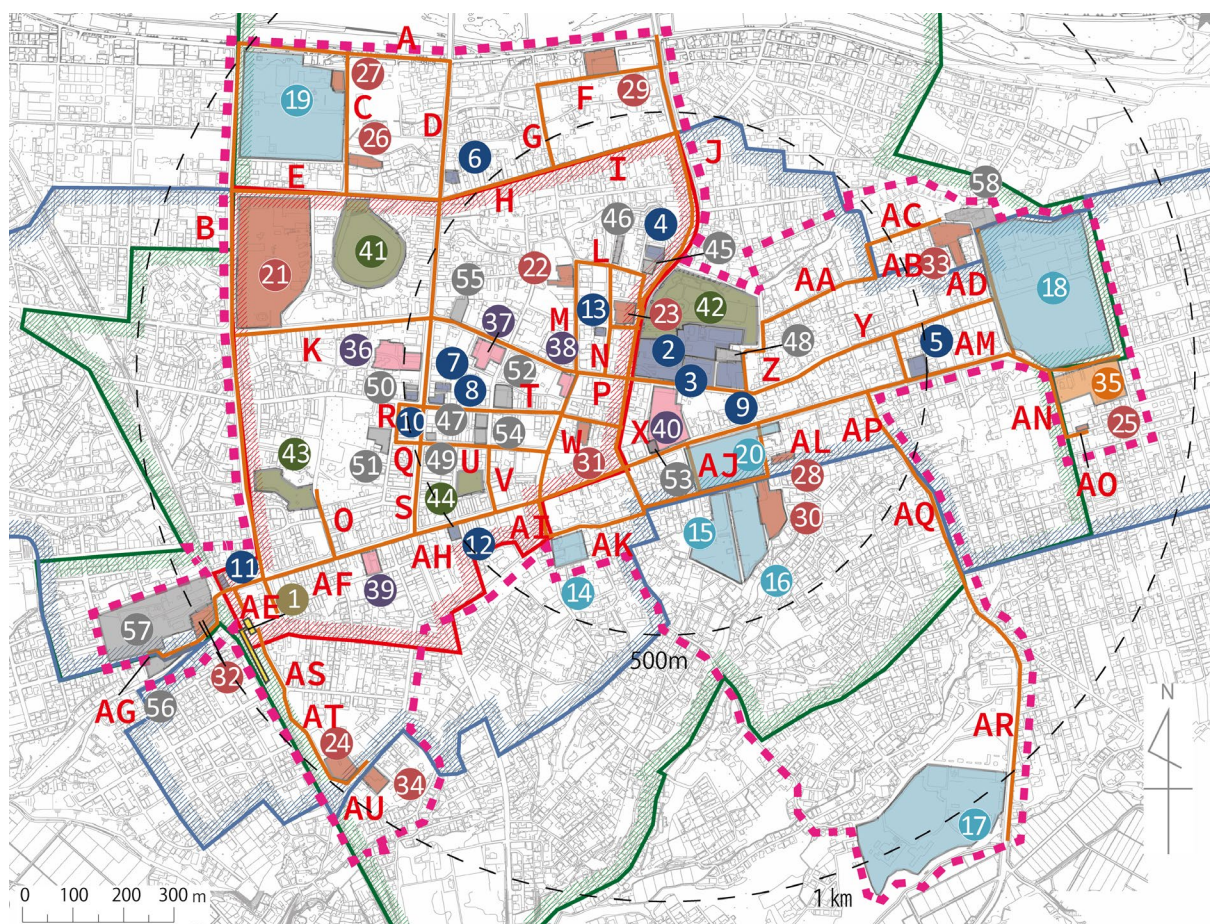
▼移動等円滑化促進地区（大館駅周辺地区）の生活関連経路

| 名称 |                | 名称  |                 |
|----|----------------|-----|-----------------|
| A  | 14709 大館駅北1号線  | L   | 14366 御成町区画1号線  |
| B  | 14724 大館駅北口広場線 | M   | 14316 御成町片山根下戸線 |
| C  | 14307 大館駅東大館線  | N   | 一般国道7号          |
| D  | 主要地方道 大館停車場線   | O   | 14313 有浦区画6号線   |
| E  | 14355 大館駅前線    | P   | 14324 有浦区画1号線   |
| F  | 14359 1丁目4号線   | Q,R | 主要地方道 大館・十和田湖線  |
| G  | 14363 1丁目6号線   | S   | 14301 清水区画4号線   |
| H  | 14125 大館釈迦内線   | T   | 14802 御成町区画19号線 |
| I  | 14356 1丁目2号線   | U   | 14801 御成町区画18号線 |
| J  | 14056 獅子ヶ森4号線  | V   | 14319 有浦区画9号線   |
| K  | 14364 2丁目線     |     |                 |



## ②大館市役所周辺地区

▼移動等円滑化促進地区（大館市役所周辺地区）の区域、生活関連施設・経路図  
【面積：193ha】



### 凡例

#### 条件①

拠点施設（鉄道駅や官公庁）から500m～1kmの範囲を徒歩圏として設定

#### 条件②

徒歩圏周辺の生活関連施設を設定

#### 条件③

生活関連施設の立地状況により、区域を設定、及び各生活関連施設を結ぶ経路を設定

#### 条件④

関連計画の区域との整合性を確認

#### --- 徒歩圏内

（大館市役所新庁舎を中心とした半径500m、1kmの円）

- 旅客施設
- 官公庁、金融機関等
- 教育・文化施設等
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 公園・運動施設
- その他施設

- 移動等円滑化促進地区
- 生活関連経路

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 歴史的風致維持向上計画（重点区域）

▼移動等円滑化促進地区（大館市役所周辺地区）の生活関連施設（その１）

| 施設区分       | 施設種類            | No. | 施設                            |
|------------|-----------------|-----|-------------------------------|
| 旅客施設       | 鉄道駅             | 1   | JR 東大館駅                       |
| 官公庁・金融機関等  | 市役所・総合支所等       | 2   | 大館市役所新庁舎                      |
|            |                 | 3   | 秋田家庭裁判所大館支部                   |
|            |                 | 4   | 大館市役所三ノ丸庁舎                    |
|            |                 | 5   | 大館税務署                         |
|            |                 | 6   | みちのく銀行（大館支店）                  |
|            | 郵便局・銀行          | 7   | 青森銀行（大館支店）                    |
|            |                 | 8   | 秋田銀行（大館支店）                    |
|            |                 | 9   | 大館郵便局                         |
|            |                 | 10  | 北都銀行（大館支店）                    |
|            |                 | 11  | 大館常磐木町郵便局                     |
|            |                 | 12  | 秋田県信用組合（大館支店）                 |
|            | 警察署・交番          | 13  | 桂城交番                          |
| 教育・文化施設等   | 図書館等            | 14  | 市立栗盛記念図書館                     |
|            | 市民会館、公民館等       | 15  | 市立中央公民館                       |
|            |                 | 16  | 大館市民文化会館                      |
|            | 学校              | 17  | 秋田職業能力開発短期大学校                 |
|            |                 | 18  | 県立大館鳳鳴高等学校                    |
|            |                 | 19  | 市立桂城小学校                       |
|            |                 | 20  | 市立城南小学校                       |
| 保健・医療・福祉施設 | 医療施設            | 21  | 市立総合病院                        |
|            | 高齢者福祉施設・子育て支援施設 | 22  | 大館市保健センター                     |
|            |                 | 23  | 大館市総合福祉センター（大館市デイサービスセンターかつら） |
|            |                 | 24  | 泉町地域ふくしセンター（デイサービスいずみ）        |
|            |                 | 25  | ケアセンター 一心堂                    |
|            |                 | 26  | ニチイケアセンター桂城                   |
|            |                 | 27  | 桂城児童センター                      |
|            |                 | 28  | 城南児童会館                        |
|            | 幼稚園・保育園・こども園    | 29  | 市立城南保育園分園                     |
|            |                 | 30  | 市立城南保育園                       |
|            |                 | 31  | 聖パウロ学園大館幼稚園                   |
|            |                 | 32  | 宮の社神明こども園                     |
|            |                 | 33  | 大館八幡こども園                      |
|            |                 | 34  | 大館乳児保育園                       |
| 商業施設       | スーパー            | 35  | いとく（大館東店）                     |

▼移動等円滑化促進地区（大館市役所周辺地区）の生活関連施設（その2）

| 施設区分        | 施設種類               | No. | 施設                        |
|-------------|--------------------|-----|---------------------------|
| 宿泊施設        | ビジネスホテル、<br>シティホテル | 36  | ホテルルートイン大館大町              |
|             |                    | 37  | グランドパークホテル大館              |
|             |                    | 38  | 大館グリーンホテル                 |
|             |                    | 39  | アネックスロイヤルホテル              |
|             |                    | 40  | ホテルクラウンパレス秋北              |
| 公園・<br>運動施設 | 公園                 | 41  | 大館野球場(田町球場)               |
|             |                    | 42  | 桂城公園                      |
|             |                    | 43  | 昭和児童公園                    |
|             |                    | 44  | 柳町児童公園                    |
| その他の施設      | 観光施設・道の駅等          | 45  | 秋田犬会館                     |
|             |                    | 46  | 石田ローズガーデン                 |
|             |                    | 47  | 旧正札竹村新館棟(秋田県北部男女共同参画センター) |
|             |                    | 48  | 桜櫓館                       |
|             |                    | 49  | 大町ハチ公プラザ                  |
|             | 路外駐車場              | 50  | リパーク北都大館                  |
|             |                    | 51  | 大町ハチ公パーキング                |
|             |                    | 52  | 大館スカイパーキング                |
|             |                    | 53  | ホテルクラウンパレス秋北駐車場           |
|             |                    | 54  | 中町中央パーキング                 |
|             |                    | 55  | ロイヤルパーキング第2               |
|             | 結婚式場・葬祭場           | 56  | セレモニー鳳凰                   |
|             | 神社・仏閣              | 57  | 大館神明社                     |
|             |                    | 58  | 大館八幡神社                    |

▼移動等円滑化促進地区（大館市役所周辺地区）の生活関連経路

| 名称  |                | 名称 |               |
|-----|----------------|----|---------------|
| A   | 14291 長木川南線    | Z  | 14151 城南古川町線  |
| B   | 14307 大館駅東大館線  | AA | 14160 上町金坂線   |
| C   | 14279 水門前末広町線  | AB | 14184 下代野下町線  |
| D   | 主要地方道 大館十和田湖線  | AC | 14167 八幡神社線   |
| E   | 14288 豊町球場線    | AD | 14166 赤館八幡神社線 |
| F   | 14175 長木川南鉄砲場線 | AE | 14586 常盤木町6号線 |
| G,M | 14775 長倉水門前線   | AF | 14418 大館舟場線   |
| H   | 14188 川原町三ノ丸線  | AG | 14273 中神明町1号線 |
| I   | 14174 独鈷町通町線   | AH | 14141 新町長根山線  |
| J,K | 一般国道7号         | AI | 14776 向町谷地町後線 |
| L   | 14159 三の丸2号線   | AJ | 14152 城南西線    |
| N   | 14189 横町桂城線    | AK | 14149 図書館桜町線  |
| O   | 14238 弁天町二番町線  | AL | 14151 城南古川町線  |
| P   | 14190 三の丸1号線   | AM | 14184 下代野下町線  |
| Q   | 14240 大町小路2号線  | AN | 14208 東台1号線   |
| R   | 14239 寺町4号線    | AO | 14483 東台9号線   |
| S   | 14003 大町山館線    | AP | 14778 赤館町2号線  |
| T   | 14139 弁天町馬喰町線  | AQ | 14153 柄沢線     |
| U   | 14140 中町裏町線    | AR | 14454 東台南ヶ丘線  |
| V   | 14144 横町一心院線   | AS | 14234 三番町線    |
| W   | 14142 桂城向町線    | AT | 14791 泉町5号線   |
| X   | 14150 桂城相染沢中岱線 | AU | 14231 新地線     |
| Y   | 14138 中城金坂線    |    |               |



### ③ 扇田地区

▼移動等円滑化促進地区（扇田地区）の区域、生活関連施設・経路図  
【面積：126ha】



凡 例

条件①

拠点施設（鉄道駅や官公庁）から500m  
～1kmの範囲を徒歩圏として設定

--- 徒歩圏内

（JR扇田駅、大館市役所比内総合  
支所を中心とした半径500m、1km  
の円）

条件②

徒歩圏周辺の生活関連施設を設定

- 旅客施設
- 官公庁、金融機関等
- 教育・文化施設等
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 公園・運動施設
- その他施設

条件③

生活関連施設の立地状況により、  
区域を設定、及び各生活関連施設  
を結ぶ経路を設定

- 移動等円滑化促進地区
- 生活関連経路

▼移動等円滑化促進地区（扇田地区）の生活関連施設

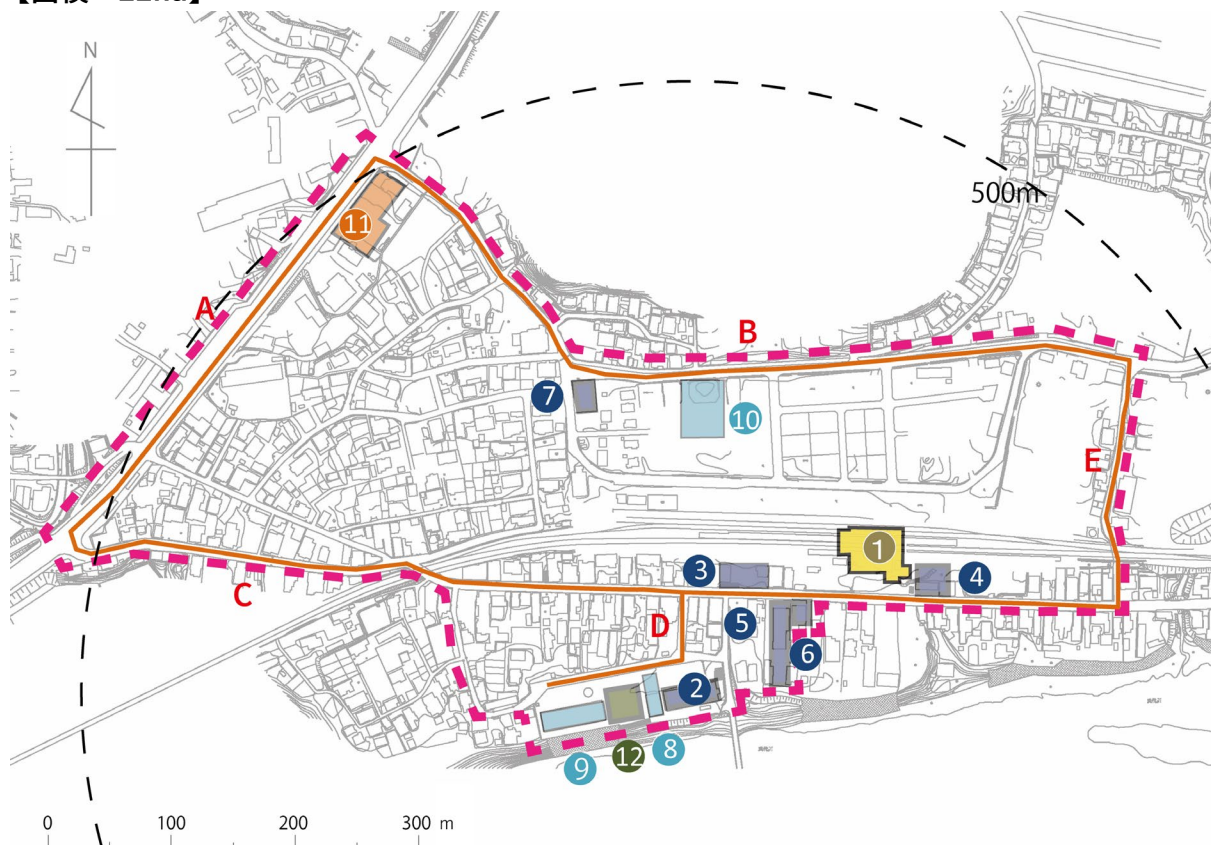
| 施設区分       | 施設種類            | No | 施設                                                             |
|------------|-----------------|----|----------------------------------------------------------------|
| 旅客施設       | 鉄道駅             | 1  | JR 扇田駅                                                         |
| 官公庁・金融機関等  | 市役所・総合支所等       | 2  | 大館市役所比内総合支所                                                    |
|            | 郵便局・銀行          | 3  | JA あきた北（比内支店）                                                  |
|            |                 | 4  | 比内郵便局                                                          |
|            |                 | 5  | 秋田銀行（比内支店）                                                     |
|            |                 | 6  | 秋田県信用組合（比内支店）                                                  |
|            | 警察署・交番          | 7  | 比内交番                                                           |
| 教育・文化施設等   | 図書館等            | 8  | 比内町郷土民俗資料館                                                     |
|            |                 | 9  | 市立比内図書館                                                        |
|            | 市民会館、公民館等       | 10 | 市立比内公民館                                                        |
|            | 学校              | 11 | 市立扇田小学校                                                        |
| 保健・医療・福祉施設 | 医療施設            | 12 | 市立扇田病院                                                         |
|            | 高齢者福祉施設・子育て支援施設 | 13 | 比内児童館                                                          |
|            |                 | 14 | 比内福祉保健総合センターハート ヒルとっと<br>（比内町福祉センターデイサービス、介護サービスセンターひないデイサービス） |
|            |                 | 15 | 大館市地域包括支援センターひない                                               |
|            |                 | 16 | よりあいたっこ森ガーデン                                                   |
|            | 幼稚園・保育園・こども園    | 17 | 扇田こども園                                                         |
|            |                 | 18 | 市立扇田保育園                                                        |
| 商業施設       | スーパー            | 19 | いとく（比内店）                                                       |
|            |                 | 20 | マルホンカウボーイ ベル比内店                                                |
| 公園・運動施設    | 公園              | 21 | 扇田ふれあい公園                                                       |
|            |                 | 22 | 長岡児童公園                                                         |
|            |                 | 23 | 伊勢堂児童公園                                                        |
|            | 体育館・武道館         | 24 | 市立比内体育館                                                        |
| その他の施設     | 観光施設・道の駅        | 25 | 道の駅ひない                                                         |
|            |                 | 26 | ひない温泉 比内のゆ                                                     |
|            | 結婚式場・葬祭場        | 27 | 虹のホールひない                                                       |
|            |                 | 28 | とわにーホールひない                                                     |
|            | 神社・仏閣           | 29 | 扇田神明社                                                          |

▼移動等円滑化促進地区（扇田地区）の生活関連経路

| 名称 |                 | 名称 |                 |
|----|-----------------|----|-----------------|
| A  | 県道扇田停車場線        | L  | 20133 伊勢丁 2 号線  |
| B  | 主要地方道 比内・田代線    | M  | 20137 伊勢丁 6 号線  |
| C  | 20011 町尻線       | N  | 20385 伊勢丁 10 号線 |
| D  | 20058 沖野・扇田線    | O  | 20010 比内公民館通り線  |
| E  | 20004 学校通り線     | P  | 20139 長岡線       |
| F  | 20014 水無扇田線     | Q  | 20336 新大堤下線     |
| G  | 20005 扇田八幡町線    | R  | 一般国道285号        |
| H  | 20015 南丁線       | S  | 20016 東雲線       |
| I  | 20130 南丁団地線     | T  | 20006 扇田十二所線    |
| J  | 20131 伊勢丁 11 号線 | U  | 20302 病院線       |
| K  | 20365 伊勢丁 8 号線  |    |                 |

#### 4 早口地区

##### ▼移動等円滑化促進地区（早口地区）の区域、生活関連施設・経路図 【面積：22ha】



#### 凡例

##### 条件①

拠点施設（鉄道駅や官公庁）から500m  
～1kmの範囲を徒歩圏として設定

##### --- 徒歩圏内

（大館市役所田代総合支所を中心  
とした半径500m、1kmの円）

##### 条件②

徒歩圏周辺の生活関連施設を設定

- 旅客施設
- 官公庁、金融機関等
- 教育・文化施設等
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 公園・運動施設
- その他施設

##### 条件③

生活関連施設の立地状況により、  
区域を設定、及び各生活関連施設  
を結ぶ経路を設定

- 移動等円滑化促進地区
- 生活関連経路

▼移動等円滑化促進地区（早口地区）の生活関連施設

| 施設区分      | 施設種類      | No | 施設            |
|-----------|-----------|----|---------------|
| 旅客施設      | 鉄道駅       | 1  | JR 早口駅        |
| 官公庁・金融機関等 | 市役所・総合支所  | 2  | 大館市役所田代総合支所   |
|           | 郵便局・銀行    | 3  | 早口郵便局         |
|           |           | 4  | 秋田県信用組合（田代支店） |
|           |           | 5  | JA あきた北（田代支店） |
|           |           | 6  | 秋田銀行（ATM）     |
|           | 警察署、交番    | 7  | 田代警察官駐在所      |
| 教育・文化施設等  | 図書館等      | 8  | 市立田代図書館       |
|           | 市民会館、公民館等 | 9  | 市立田代公民館       |
|           |           | 10 | 市立田代公民館早ロー分館  |
| 商業施設      | スーパー      | 11 | ビッグマート（バイパス店） |
| 公園・運動施設   | 体育館・武道館   | 12 | 市立田代公民館附属体育館  |

▼移動等円滑化促進地区（早口地区）の生活関連経路

| 名称 |                 | 名称 |              |
|----|-----------------|----|--------------|
| A  | 一般国道 7 号        | D  | 30152 出口5号線  |
| B  | 30004 早口谷地の平赤川線 | E  | 30156 深沢岱1号線 |
| C  | 30003 早口川口線     |    |              |



## 5. パブリックコメントの実施結果

### 5.1 実施概要

- (1) 意見募集期間 : 令和3年 1月5日(火)～ 令和3年 1月25日(月)
- (2) 意見提出者 : 41人
- (3) 意見件数 : 96件

### 5.2 いただいたご意見の内訳

| 項目                   | 件数   |
|----------------------|------|
| 計画全体、市政全体に関すること      | 25 件 |
| 道路(幅員、舗装等)に関すること     | 19 件 |
| 公共交通に関すること           | 18 件 |
| まちづくり、施設に関すること       | 11 件 |
| デザイン、表現に関すること        | 9 件  |
| 心のバリアフリー、ソフト対策に関すること | 8 件  |
| 除排雪に関すること            | 5 件  |
| 交通安全に関すること           | 1 件  |

## 6. 市民が作成したバリアフリーマップ

### ▼まち歩き点検において市民が作成したバリアフリーマップ（1班）

まち歩きルート：大館駅～御成町～有浦交差点



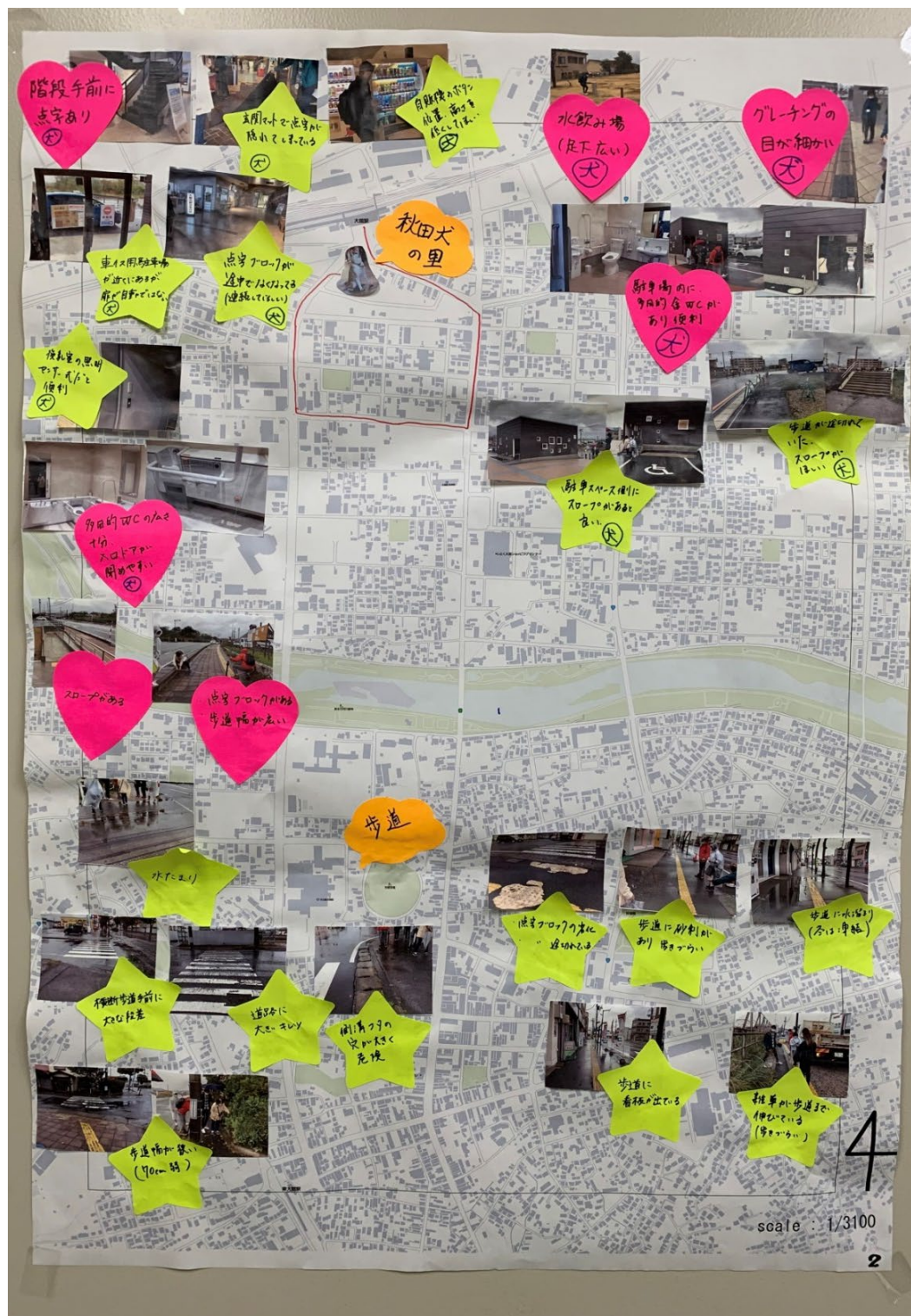
- ♡ : バリアフリー化されている箇所
- ☆ : バリアフリー化が必要な箇所
- ☁ : その他気づいた点

※まち歩きルートの詳細やワークショップでの意見は第3章(P30～P31)に記載



## ▼まち歩き点検において市民が作成したバリアフリーマップ（2班）

まち歩きルート：秋田犬の里～御成町～大館駅



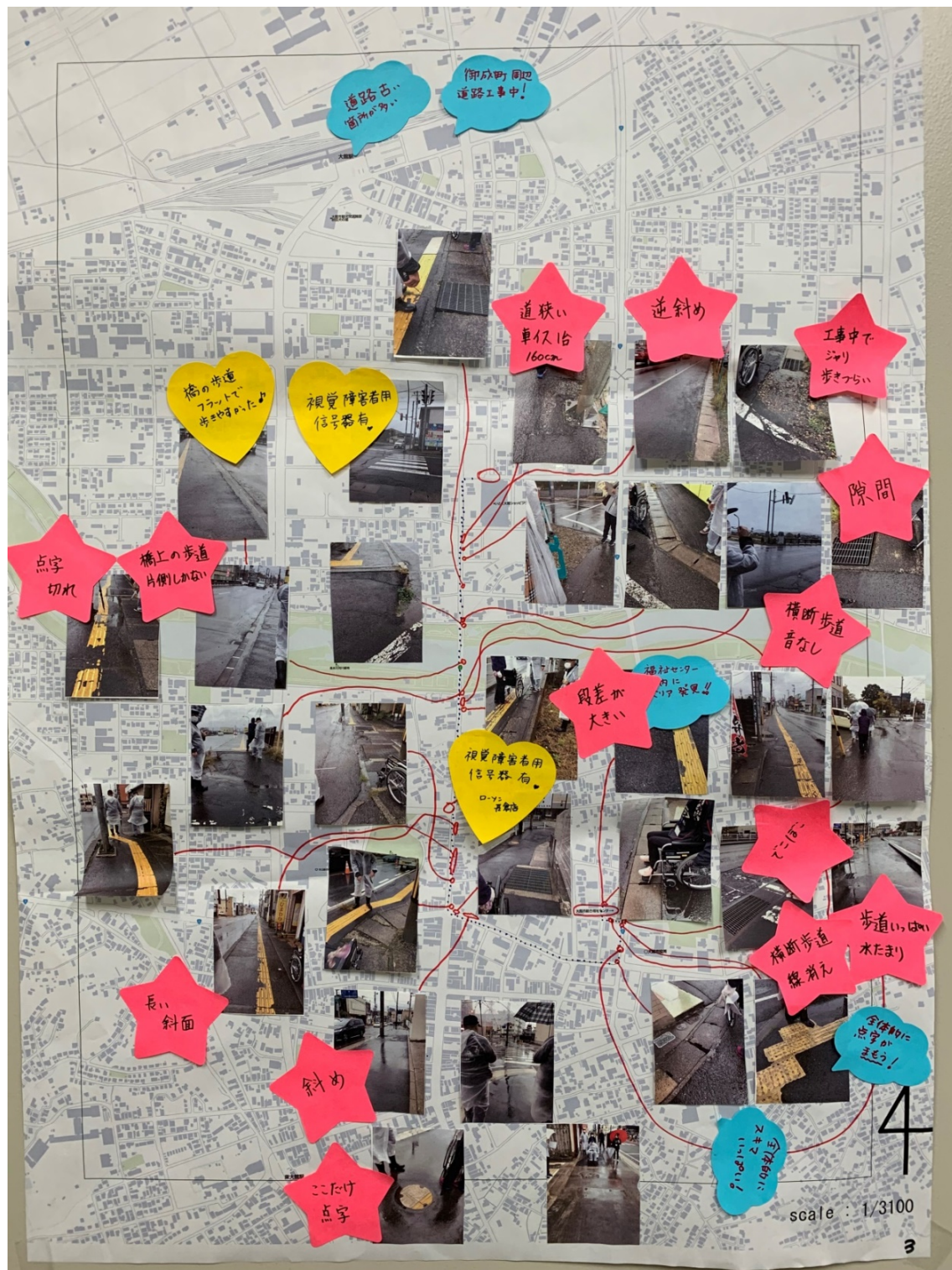
- ♡ : バリアフリー化されている箇所
- ☆ : バリアフリー化が必要な箇所
- ☁ : その他気づいた点

※まち歩きルートの詳細やワークショップでの意見は第3章(P30～P31)に記載



## ▼まち歩き点検において市民が作成したバリアフリーマップ（3班）

まち歩きルート：福祉総合センター～長倉～栄町～御成町



♡ : バリアフリー化されている箇所  
 ☆ : バリアフリー化が必要な箇所  
 ☁ : その他気づいた点

※まち歩きルートの詳細やワークショップでの意見は第3章(P30～P31)に記載



▼まち歩き点検において市民が作成したバリアフリーマップ（４班）

まち歩きルート:清水町～御成町



- ♡ : バリアフリー化されている箇所  
☆ : バリアフリー化が必要な箇所  
☁ : その他気づいた点

※まち歩きルートの詳細やワークショップでの意見は第3章(P30~P31)に記載





## 7. 用語集

| 見出し | 用語                        | 解説                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ行  | 一般交通用施設                   | 道路、駅前広場、通路等、不特定多数の者が自由に通行できる施設。                                                                                                                                                                                                                      |
|     | 移動等円滑化                    | 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。                                                                                                                                                                                   |
|     | 移動等円滑化促進地区                | 旅客施設（駅など）を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する生活関連施設が集まった地区であり、市内においてバリアフリー化を促進していく地区。                                                                                                                                                                             |
|     | 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）       | 市町村が、移動等円滑化促進地区における面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。また、広くバリアフリーについての考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の前段となるもの。                                                                                                                                                      |
| か行  | 改正バリアフリー法                 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）」の略称。高齢者、障害者、子育て世代など、全ての人が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標とし、従来のバリアフリー法に加え、理念規定の設定やハード・ソフト一体での更なるバリアフリー化の推進、地域におけるバリアフリーまちづくりに向けた取り組み強化のための制度等が設けられた法制度。 |
|     | 基本構想                      | 「移動等円滑化基本構想」の略称。バリアフリー法に基づき、重点整備地区において鉄道駅、バスターミナル、空港などのうち、相当数の利用者がある特定旅客施設を中心に、重点的かつ一体的整備が必要な地区として市町村が作成するもの。                                                                                                                                        |
|     | 共生社会                      | 全ての人が共にお互いの人格や個性を尊重して、支え合って、生き活きた生活を送ることができる社会のこと。                                                                                                                                                                                                   |
|     | 共生社会ホストタウン（先導的共生社会ホストタウン） | パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向けた取組を推進するホストタウン。ユニバーサルデザイン及び心のバリアフリーの取組が特に先導的・先進的と内閣府より認められることで、先導的共生社会ホストタウンに登録される。                                                                                                                                      |
|     | 心のバリアフリー                  | 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、「障害の社会モデル」を理解すること、差別を行わないよう徹底すること、困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。                                                                                                                                         |
|     | 交通結節点                     | 駅前広場など、複数の交通手段が接続し、相互に乗り換えや乗り継ぎができる場所。                                                                                                                                                                                                               |



| 見出し | 用語                                | 解説                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ行  | 視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)              | 視覚障害者を安全に誘導するため、床面・路面等に敷設されている、点状または線状の突起をもったブロックのこと。                                                                                    |
|     | 施設設置管理者                           | 公共交通事業者や道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主などのこと。                                                                                                  |
|     | 障害の社会モデル                          | 障害者が日常・社会生活で受ける制限は社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの、という考え方のこと。                                                                                 |
|     | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行) | 「障害者差別解消法」の正式名称。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の解消を推進し、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法制度。                                          |
|     | 身体障害者                             | 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、内部障害などを持つ人のこと。先天性の障害のほか、事故や病気によるもの、加齢によるものなどがある。                                                                      |
|     | スパイラルアップ                          | 物事に取り組む際、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで当事者(高齢者、障害者等)が積極的に参加し、取り組みの段階的かつ改善(PDCA[=計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを、次の計画に活かしていくプロセス])を行うこと。 |
|     | 生活関連経路                            | 生活関連施設の間を結ぶ、道路や駅前広場、建物内、敷地内にある通路。                                                                                                        |
|     | 生活関連施設                            | 高齢者、障害者等が日常生活や社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設。                                                                                        |
|     | 精神障害                              | 統合失調症、気分障害(うつ病等)などの様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害。                                                                                      |
| た行  | 知的障害                              | 先天性または出生時などに、脳に何らかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、他人とのコミュニケーションなどの社会生活に困難が生じる障害のことで、ダウン症などが知られている。                                                    |
|     | 聴覚障害                              | 音が聞こえない、または聞こえにくい状態。病気、事故などで生じる場合や、生まれつきの場合、加齢による場合などがある。障害部位で、伝音難聴、感音難聴とこの両方がある混合難聴に分けられる。                                              |
|     | 特定建築物                             | 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、老人ホームなど、多数の人が利用する建築物。                                                                                   |

| 見出し | 用語                           | 解説                                                                                                                                                                 |
|-----|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は行  | 発達障害                         | 生まれつき脳の発達に障害があることで、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（PDD）学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などが知られている。                                                                                   |
|     | バリアフリー化                      | 高齢者、障害者等が社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くこと。物理的な障壁だけでなく、社会制度や人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を取り除くことを指す。                                                                                |
|     | バリアフリースイレ<br>（多目的トイレ・多機能トイレ） | 車いす対応設備、乳幼児対応設備、オストメイト対応設備など、高齢者や障害者、子ども連れ等、だれでも利用できるように様々な機能が整備されているトイレ。                                                                                          |
|     | バリアフリー法                      | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（2006年12月20日施行）の略称。従来のハートビル法と交通バリアフリー法が一体化されたもの。建築物と交通施設についてそれぞれの法律でバリアフリー化が図られていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を進めるための枠組みとした法制度。 |
|     | バリアフリーマップ                    | 高齢者、障害者等の利用者目線でバリアフリー情報へのアクセスのしやすさに配慮し、トイレやエレベーター、視覚障害者用誘導ブロックなどのバリアフリー設備を対象として、バリアフリー設備の有無や位置、経路情報などを示した案内図。                                                      |
| ま行  | マスタープラン制度                    | 改正バリアフリー法において、具体の事業化を待たずに基本構想の前段として、バリアフリー化の方針を示すことを目的として創設された制度。本制度の活用により、広くバリアフリーの考え方が共有されるとともに、次に示す効果が期待され、誰もが暮らしやすいまちづくりを図る。                                   |
|     | 無電柱化                         | 電線共同溝などの施設を道路（主に歩道）に埋設し、電線類を収容することで道路上から電柱を無くして街の景観を向上させ、災害時に強く、ベビーカーや車いすなどの移動が円滑化されるというメリットも併せ持つため注目されている手法。                                                      |
| や行  | ユニバーサルデザイン                   | 年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、最初から誰もが利用しやすいような快適な環境をデザインすること。                                                                                                                |
|     | 要介護認定者、要支援認定者                | 寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態（要支援状態）であると市町村が認定した者。                                                                                        |
| ら行  | 路外駐車場                        | 道路の路面外に設置されている、不特定多数の人が利用する駐車施設のこと。                                                                                                                                |



大館市バリアフリーマスタープラン  
—移動等円滑化促進方針—

発行年：2021 年（令和 3 年）3 月

発行者：大館市

編 集：建設部都市計画課

